２の３　データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料の原価の算出

［表略］

［注１・２　略］

３　注１及び注２の規定にかかわらず、第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第６項により接続料を算定する場合には、「営業費」から「租税公課」までの欄に代えて、「ＳＩＭカードの調達費用」及び「ＳＩＭカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の欄を設けて記載すること。この場合において、「ＳＩＭカードの調達費用」の「備考」の欄には、当該ＳＩＭカードの調達費用の算定期間及び算定方法を、「ＳＩＭカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の「備考」の欄には、ＳＩＭカードの管理及び他事業者への提供に要する費用の算定方法を記載すること。

［４・５　略］

３　機能別接続料原価算入営業費明細表

［表略］

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同表１の項ロに掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同表１の項ハに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同表１の項ニに掲げる機能をいう。

２　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第２項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、２（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）及び２の２（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに当該欄を分けてそれぞれ記載すること。

［３・４　略］

４　原価の合算

［表略］

［注１　略］

２　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項に掲げる機能ごと（同表１の項ロに定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること。

３　「接続料原価」の欄には、１（音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出）、２（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）、２の２（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）又は２の３（データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料の原価の算出）により算出された額を記載すること。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、２及び２の２により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「接続料原価」及び「計」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

４　「（電気通信事業者の別）」の欄は、必要に応じ、適宜追加すること。

２の３　［同左］

［表同左］

［注１・２　同左］

３　注１及び注２の規定にかかわらず、第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項により接続料を算定する場合には、「営業費」から「租税公課」までの欄に代えて、「ＳＩＭカードの調達費用」及び「ＳＩＭカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の欄を設けて記載すること。この場合において、「ＳＩＭカードの調達費用」の「備考」の欄には、当該ＳＩＭカードの調達費用の算定期間及び算定方法を、「ＳＩＭカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の「備考」の欄には、ＳＩＭカードの管理及び他事業者への提供に要する費用の算定方法を記載すること。

［４・５　同左］

３　［同左］

［表同左］

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項ロに掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同項ハに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同項ニに掲げる機能をいう。

２　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第２項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。

［３・４　同左］

４　［同左］

［表同左］

［注１　同左］

２　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること。

３　「接続料原価」の欄には、１（音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出）、２（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）、２の２（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）又は２の３（データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料の原価の算出）により算出された額を記載すること。

４　「（電気通信事業者の別）」の項は、必要に応じ、適宜追加すること。